# 令和3年度 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用定員の変更について

#### 1 概要

子ども・子育て支援新制度では、市が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を定めることとされております。

令和3年度において、利用定員の変更がありますので、報告いたします。

#### 〇根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定では、<u>利用定員を定めるとき</u>は、 子ども・子育て会議の意見聴取を行わなければならないとされております。

「利用定員を定めるとき」とは、「新規で設定する場合」のみとされており、利用定員を変更する場合は、子ども・子育て会議の意見聴取は義務付けられておりません。

#### 2 令和3年度における利用定員の変更について

• 令和2年度までに確認を受けた施設で、利用定員の変更申請があった施設は以下のとおりです。

事業種別及び 施設名				認可				
		_	1号	2号	3号		合計	定員
					〇歳児	1・2 歳児		<b>龙</b> 京
保育所	ひばりが丘保育園	変更前	1	47	8	35	90	90
	Uはりかは休月園   	変更後	_	52	10	38	100	100
認定こども園 (幼保連携型)	国際医療福祉大学 西那須野キッズハウス	変更前	_	67	18	45	130	135
		変更後	_	72	18	45	135	135
認定こども園 (幼稚園型)	認定こども園第二ひかり幼稚園	変更前	210	110	_	_	320	385
		変更後	210	100	_	_	310	385
認定こども園 (幼稚園型)	認定こども園 西那須野幼稚園	変更前	300	100	_	_	400	560
		変更後	270	100	_	_	370	560
小規模保育事業 (A型)	みるく保育園	変更前	-	_	4	8	12	12
		変更後	_		5	10	15	19
小規模保育事業 (A型)	ひかりおおやま 保育園	変更前	_	_	6	6	12	19
		変更後			8	8	16	19

※みるく保育園の利用定員(認可定員)の変更は、令和3年5月1日からを予定しております。

## 3 令和3年度の利用定員

- ・ 令和3年度の利用定員については、別添資料のとおりです
- ・利用定員の変更により、令和3年度の利用定員の総数は、以下のとおりとなります。

### 令和2年度

施設数							
		1号	2号	3	号	合計	認可定員
		15   25	<b>45</b>	O歳児	1・2歳児		
保育園	23	_	1, 253	172	710	2, 135	2, 135
認定こども園	10	1, 068	682	60	268	2, 078	2, 386
地域型保育	9			38	80	118	128
合計	42	1, 068	1, 935	270	1, 058	4, 331	4, 649



### 令和3年度

から千皮										
施設数										
		1号	2号	3	号	合計	認可定員			
		15	25	O歳児	1・2歳児					
保育園	23	_	1, 258	174	713	2, 145	2, 145			
認定こども園	10	1, 038	677	60	268	2, 043	2, 386			
地域型保育	9	_	_	44	91	135	145			
合計	42	1, 038	1, 935	278	1, 072	4, 323	4, 676			
増減	Ο	<b>▲</b> 30	0	8	14	<b>▲</b> 8	27			